

一、開地并私居屋敷共、田井村免にして米九斗五升可出歩數之由に御座候へ共、先規より御納所仕來通、五斗七升斗可申旨、畏奉存候事。

一、古宮跡林私に剪申間敷旨、并御宮御用につかひ可申事候はゞ、御奉行所相斷、可受御指圖之旨畏奉存候事。

一、用水之儀は、私宮屋敷之内に御座候へども、可被召上候付、えばたの神木剪可申旨、如何様共畏奉存候事。

右五ヶ條、繪圖之表御付札之通、奉得其意候故、御請上申候。以上。

寛文五年九月八日

天神宮神主 左兵衛

永原 左京殿

篠原 織部殿

右請取にて、寛文中まで天神林の地域の廣大なる事知られけり。

○椿 原

舊傳に云ふ。往昔は今の社地邊より馬坂の邊へかけ荒地にて、椿樹生茂りたり。依りて地名をば椿原と呼べりと。田井天神社記に云ふ。當社相殿に祀れる嚴嶋明神は、此の地

の土地神にて、往古椿原と稱せし頃小祠あり。依りて田井天神をば爰に移したりとぞ。

○椿 原山

今云ふ椿原神社の社地繼きの岡山をいへり。此の岡山は鶴間谷繼ぎにて、小立野山の尾崎なる阿彌陀清水の水源より此方の出崎をいへり。此の岡山と小立野との谷間を流る、小川は、所謂阿彌陀清水の downstream にて、天神坂の下なり。此の谷間の道路より、阿彌陀清水の水源へ上れば小立野にて、その道なだらかなりし故に、知らずく小立野へ登れり。是世俗にいへる彼の阿彌陀清水の水源なり。

○椿原堡跡

椿原山の地なり。舊傳に、往昔は今よりも尙高き山にて、城形もありしかど、社地と成りたるより後、追々崩して平均し、今の如く成りたりといへり。加邦録に云ふ。昔當國本願寺一揆共押領して、尾山に本源寺ありし頃、宗徒の一揆頭樋口某は高垣に居し、左近將監と云者は椿原に居す。此外石那坂等所々に搔上を構へて蟠居し、土民共を隨從して各、我意を振舞ひけり。右椿原は今田井天神山なりと。

又云ふ。昔田井の村落、先辻にありしを、後今の地へ移轉せし時、天神の宮地椿原、石那坂・高垣の壘跡の内可然哉とて卜問しけるに、椿原吉兆の由神託有りて議定し、爰に鎮祭す。と見ゆ、三州志古城考に、椿原は石川郡金浦郷にあり。今の田井天神山の古名と云ふ。往昔長享の頃左近將監と云ふ者居す。左近將監は舊記に姓を脱す。賊魁と云ふ。又三州志韃毘餘考に云ふ。長享の頃椿原に左近將監と云ふもの堡砦を構へて、尾山本源寺を衛護す。左近將監は古記に其姓を闕けり。椿原は今田井天神社地是也。ともいへり。田井天神傳記に云ふ。慶長年中社地移轉の時、椿原の取出跡を社地と定め、社殿を造營す。此の時堡跡をば悉く平均す。とありて、其の初め慶長年中に此の砦跡を社地と定め、爰に社殿を造營せしかど、後造替の時右山の麓へ下し造營すといへり。按ずるに、元祿十四年田井村肝煎等連名上申書に、先年は山之上に御社在之處、七十年許以前に只今之處に百姓共御社下し候由承傳申。とあり。元祿十四年より七十年許以前は、寛永十一年頃也。されば前顯引證する處の社記に、椿原の取出跡をば引ならして社頭を造

營したりと載せたるものは、山上より山下へ下して社殿造營の事をば、傳へ誤りたるものなり。さて夫れより社殿は椿原の山麓なる地、今の神主屋敷の地にありしを、安政年中にや再び社殿を山上に造營し、山下の舊社地は神主の屋敷地となしたり。舊神職高井曾繼曰く、明治二年堂形元學校の鎮守社、學校廢止に付き田井天神の社地へ合併相成るに付き、椿原砦跡社地の續きなる後地の山地をば彼の社地と定められ、雜木を伐取り土地を平均せしに、瓶をば幾つも掘出せり。其の瓶の中に皆頭骨あり。中にも大きな瓶ありて、頭骨幾つも一集に納めたり。右瓶ども木の根にて堅めたりしかど、木の根の中に皆頭骨其の儘残り。彼の頭骨共は、昔一揆亂の頃、椿原の砦に彼の左近將監なるもの、討取りたる敵首をば爰に埋めたるにて、所謂首塚なるべく覺ゆ。さて此の頭骨共多く掘出しけるに依りて、此の地に元學校の鎮守社を移す事も止めて、椿原本社の尻地へ移す事に成りて、彼の掘出せる頭骨の瓶共は、再び元の如く埋込みになりたり。此の首塚の事は、古來傳言の事もなしといへり。